



来週の投資戦略 (7/20-22)

日米主要企業決算を受けて

2020年7月19日

小松 徹

注目事項 - 見所

4-6月期日米企業決算 - 想定通りでも反応は？

7月21日、6月の消費者物価指数(生鮮食品、エネルギーを除く) - 前年比+0.4%？

株式市場見通し

先週月曜日のわが国株式市場は前週末の米国株高を受けて予想通り大幅高となった。その後の日米株価推移は主役交代という点で似通っていた。すなわち、下げ続けていた割安株が買われ、上昇を続けていた成長株が売られた。わが国の市場では、それぞれの代表例が日産自動車(7201)と東京エレクトロン(8035)であろう。来週もこの流れが続くか、あるいは元に戻るか、成長企業の決算発表が注目される。

来週のわが国主要企業の注目決算は、火曜日の日本電産(6594)、水曜日のオービック(4684)、サイバーエージェント(4751)、日本航空電子工業(6807)など。日本電産はアナリストの4-6月期営業利益予想が前年比36%減益、4-9月期予想も前年比20%減益と、会社予想よりも10%程度低い。だが、今回はどちらにぶれても会社は業績予想を変更しないだろう。中国の自動車産業が急ピッチで回復している点は良い知らせだが、会社はあくまで中長期の計画に焦点を当てている。サイバーはアナリスト予想を上回る好調さが際立つ。赤字縮小のメディア事業では、最強コンテンツといえる藤井聡太新棋聖の貢献が今後も非常に大きくなるだろう。

米国の主要企業決算は水曜日のバイオジェン、マイクロソフト、テスラなど。いずれの発表もすでにわが国が連休中なので、発表後直接わが国市場に影響するわけではないが、現在の米国株式市場を牽引する銘柄なので押さえておきたい。マイクロソフトは過去4四半期市場コンセンサスを10%以上上回る増益を発表しており、今回もそうなるだろう。一方、テスラは4-6月期の赤字予想から7-9月期には黒字転換するとアナリストが予想している。こちらはそうなるにせよ、ならないにせよ、株価は一旦売られるだろう。KPAの株式評価からは明らかに買われすぎといえる。

最後に、「GoToキャンペーン」について。先週ここで、観光庁の「Go To キャンペーン」開始には、感染拡大をどう防ぐのか、疑問と述べたが、東京都の感染者数急増で、突如東京外しのトラベルキャンペーンと修正された。すでに東京だけでなく、首都圏でも、近畿圏でも感染者数が急増している。東京外しはオリンピックの開催に国自ら再び黄色信号を灯したことになるのか。キャンペーンで感染者数を増やすくらいなら、観光関連業者に支援金を配布した方が良いのではないのか。しかも今回のキャンペーンは回数制限なく使用できるので、国の税金の分配機能が破綻している。今後、「GoTo イート」でどのようなものが出てくるか。感染症識者は多数が密な場所で長時間食事することを止めるよう推奨している。当然、宴会などはもっての外であろう。キャンペーン全体で合計1.7兆円もの予算を使うにはタイミングが悪すぎる。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。